

令和3年6月23日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 宮下 敬子

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第1項、第2項及び第32項の規定に基づき、「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和3年政令第177号）が制定され、下記のとおり、炭酸二カリウムに対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第2836.40号に掲げる物品のうち炭酸二カリウムで、令和3年6月24日から令和8年6月23日までの期間に輸入されるもの（大韓民国を原産地とするものに限る。）

2. 発動後の税率

一般の関税 + 不当廉売関税（30.8%）とする。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
（06-6576-3313）までお問い合わせください。